

2026年8月17日

各 位

会 社 名 株式会社エー・ピーホールディングス
代 表 者 名 代表取締役会長 兼 社長 米山 久
(コード番号: 3175)
問 合 せ 先 経営企画・IR室 室長 坂上 輝瑛
(TEL. 03-6435-8440)

【訂正】「譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」の一部訂正について

2026年8月14日に発表いたしました「譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ」の記載に一部誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 訂正箇所

(1) 訂正箇所1

1. 処分の概要

(1) 処分期日

(2) 訂正箇所2

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

(3) 訂正箇所3

3. 割当契約の概要

② 譲渡制限の解除

2. 訂正内容

(1) 訂正箇所1

【訂正前】

1. 処分の概要

(1)	処分期日	<u>2026年9月1日</u>
-----	------	------------------

【訂正後】

1. 処分の概要

(1)	処分期日	<u>2026年9月4日</u>
-----	------	------------------

(2) 訂正箇所2

【訂正前】

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、2026年9月1日（以下「本処分期日」という）から当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失するまで（以下「本譲渡制限期間」という。）の期間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

【訂正後】

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

対象取締役は、2026年9月4日（以下「本処分期日」という）から当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれの地位も喪失するまで（以下「本譲渡制限期間」という。）の期間、本割当株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(3) 訂正箇所3

【訂正前】

3. 割当契約の概要

② 譲渡制限の解除

対象取締役は譲渡制限期間の開始日である2026年9月1日から2036年8月31日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人）が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

【訂正後】

3. 割当契約の概要

② 譲渡制限の解除

対象取締役は譲渡制限期間の開始日である2026年9月4日から2036年9月3日までの期間（以下「役務提供期間」という。）、継続して当社の取締役、監査役、執行役員又は使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は当該退任の直後の時点）をもって、当該時点において対象取締役（ただし、対象取締役が死亡により退任した場合は対象取締役の相続人）が保有する本割当株式の全部についての譲渡制限を解除する。

以上